

所得税の確定申告相談 住民税の申告 始まります

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

■ 申告期間

2月16日(木)～3月15日(水) 9時～12時、13時～15時

※土曜日、日曜日、祝日を除く

〈休日受付〉2月26日(日) 9時～12時

■ 申告場所

加東市役所2階 201会議室

■ 対象

令和5年1月1日時点で、加東市に住民登録がある方

■ 対象所得

令和4年1月1日～12月31日の所得

■ 市で受付できる申告相談

- 給与所得者および年金受給者にかかる申告
- 白色申告者(おおむね事業等所得300万円以下の方)
- 住民税申告が必要な方

■ 市で受付できない申告相談

- 高額な事業所得 譲渡所得
- 先物取引にかかる雑所得等 青色申告
- 増改築等にかかる住宅借入金等特別控除
- 共有名義の住宅借入金等特別控除
- 雑損控除にかかるもの
- 損失の繰越にかかるもの 過年の申告
- 消費税 相続税 贈与税等

所得税の確定申告が必要な方

☆所得税の確定申告をした場合は、同時に住民税申告を行ったことになります。

- 自営業、農業等の事業による収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
- 生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- 公的年金等受給者で、下記のA、Bのいずれかに該当する方
 - A 年金収入金額が400万円を超える方
 - B 年金以外の所得金額が20万円を超える方
- 土地、建物等の貸付け または 譲渡による収入がある方
- 給与所得者で、下記のa～eのいずれかに該当する方
 - a 給与収入金額が2,000万円を超える方
 - b 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - c 給与以外の所得金額が20万円を超える方
 - d 令和4年1月1日から12月31日までに退職し、年末調整を受けなかった方

住民税申告が必要な方

- 非上場株式にかかる配当所得がある方
 - シルバー人材センター・外交員等の報酬がある方
 - 加東市の国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、収入がない方
 - 給与収入金額が93万円を超え、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方
 - 公的年金等収入金額が、次の金額を超え、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方
 - 昭和33年1月2日以後に出生した方 ⇒ 98万円
 - 昭和33年1月1日以前に出生した方 ⇒ 148万円
- ※ 上場株式等の配当所得や譲渡所得(源泉徴収がある特定口座に限る。)は、所得税と住民税で異なる課税方式を選ぶことができます。この場合、次のいずれかの手続きが必要です。
- 確定申告書の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に“○”を記入する
 - 住民税の納税通知書が届くまでに、確定申告書に加えて、住民税申告書を提出する



■ 申告に必要なもの

- ㊦ 申告者の個人番号が確認できる書類
例 マイナンバーカード、個人番号通知書
- ㊧ 申告者の本人確認書類
例 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート
※ 代理人が申告する場合は、申告者本人の㊦、㊧の両方の写しが必要です。
- ㊨ 給与、公的年金等に係る源泉徴収票、報酬等支払調書
- ㊩ 事業所得(営業・農業所得★)または不動産所得の場合は、あらかじめ作成された年間の収支内訳書
- ㊪ 国民年金、生命保険、地震保険等の保険料の控除証明書

- ㊫ 医療費控除を受ける場合は、あらかじめ作成された医療費控除の明細書 ★
- ㊬ 寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書
- ㊭ 還付申告の場合は、振込先が確認できる申告者名義の通帳等
- ◎ 申告する場合、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されませんので、受領証をご持参ください。
- ◎ 申告内容によって、上記以外に必要なものがありますので、事前に確認してください。
- ★ 様式を市ホームページに掲載しています。ご利用ください。

